

第15回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

事業報告

1. 主要な事業所
2. 主要な借入先の状況
3. 新株予約権等の状況
4. 対処すべき課題
5. 会計監査人の状況
6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）
7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書
連結注記表

計算書類

貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
計算書類に係る会計監査報告

Sansan株式会社

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、
上記の事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト
(<https://ir.corp-sansan.com/ja/ir/stock/meeting.html>) に掲載すること
により、株主の皆さまに提供しています。

1. 主要な事業所（2022年5月31日現在）

(1) 当社

本 社 東京都渋谷区

(2) 連結子会社

Sansan Global Pte. Ltd. シンガポール

Sansan Corporation 米国デラウェア州

ログミー株式会社 東京都渋谷区

2. 主要な借入先の状況（2022年5月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三井住友銀行	880百万円
株式会社りそな銀行	775百万円
株式会社みずほ銀行	625百万円
株式会社三菱UFJ銀行	600百万円
株式会社日本政策投資銀行	142百万円

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 3 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2019年1月9日
新 株 予 約 権 の 数		212,087個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 及 び 数		普通株式 848,348株 (新株予約権1個につき4株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		無償
新株予約権の行使に際して出資される財 産 の 価 額		新株予約権1個当たり 3,400円 (1株当たり 850円)
権 利 行 使 期 間		2021年2月1日から 2029年1月8日まで
行 使 の 条 件		(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	新株予約権の数 24,460個 目的となる株式数 97,840株 保有者数 2名

(注) 1. 第3回新株予約権の行使の条件は以下の通りです。

(1) 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「本新株予約権者」といいます。）は、本新株予約権の権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員たる地位を保有していることとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があるとして当社取締役会の承認を得た場合はこの限りではありません。

(2) 本新株予約権者が死亡した場合は、相続は認めないものとします。

(3) 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとします。

2. 取締役2名が保有している第3回新株予約権は、使用人として在籍時に付与されたものです。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、企業理念において「出会いからイノベーションを生み出す」というミッションの下、「ビジネスインフラになる」というビジョンを掲げています。このミッション、ビジョンの実現に向けて、人や企業との出会いをビジネスチャンスにつなげる、働き方を変えるビジネスデータベースを展開しており、これらの事業活動の推進を通じて、第16期（2023年5月期）から第18期（2025年5月期）にかけての中期的な目標として、売上高成長と利益成長の両立を目指します。まず、最も重要な経営指標である連結売上高については、20%台以上の堅調な成長の継続を目指します。次に、重視する利益指標として、株式報酬関連費用や企業結合に伴い発生する費用を控除した調整後営業利益（注3）を採用し、各事業の売上高成長に向けた必要な投資を行いながらも、毎連結会計年度における調整後営業利益率の向上を目指します。利益率の向上を実現するに当たっては、第18期（2025年5月期）における「Sansan」「Bill One」サービス合計（注4）の調整後営業利益100億円以上の計上と、Eight事業における通期での安定的な調整後営業利益の計上を目指します。

(注) 3. 調整後営業利益：営業利益＋株式報酬関連費用＋企業結合に伴い生じた費用（のれん償却額及び無形資産の償却費）

4. Sansan／Bill One事業における「Sansan」「Bill One」の合計値であり、「その他」は除く

ミッションやビジョン、中期的な目標の実現に向け、当社が認識する主な経営課題、対処すべき課題は以下の通りです。

① Sansan／Bill One事業のさらなる成長

「Sansan」は、コロナ禍において一定のマイナス影響を受けたものの、マーケティング活動から新規受注までの一連の業務プロセスが確立しており、堅調な成長が続いています。「Sansan」は国内の全企業を対象とするサービスであり、国内には大きな開拓余地が存在しています。今後のさらなる成長に向けては、営業やマーケティング活動におけるビジネス課題の解決に寄与する機能の普及・拡大を図ることで、「Sansan」のビジネスデータベースとしての価値向上を推進します。加えて、営業体制の強化による契約件数の拡大や、ユーザー企業の全社員によるサービス利用（全社利用）を前提とした新規顧客獲得や既存顧客の利用拡大の促進等についても継続的に取り組むことで、契約当たり売上高のさらなる拡大を図ります。

また、「Bill One」についても、業種や規模を問わず、国内の全企業を対象とするサービスであるため、大きな開拓余地が存在しており、さらなる普及拡大に向けてさまざまな施策を積極的に実施していきます。具体的には、売上高の最大化に向け、営業活動やテレビCMを中心とした広告宣伝活動・マーケティング活動等の強化や、インボイス制度導入を見据えた請求書発行機能等の拡充に取り組みます。

② Eight事業の収益化

「Eight」ユーザー300万人以上のネットワークを活用し、各種BtoBサービスのマネタイズを強化することで、事業成長に取り組みます。主には、採用関連サービスであるプロフェッショナルリクルーティング「Eight Career Design」を強化することで、事業全体で通期での調整後営業利益の黒字化を目指します。

③ 新たなサービスの創出と成長強化

企業の各種業務フローにおいては、効率性に関するさまざまな課題が山積しており、当社グループは、これまでの既存サービスで培った強みや知見を活かして、企業のDXを促進する新規サービスの創出に注力しています。具体的には、契約書や名刺作成等のビジネス分野でサービス提

供を開始しており、これらの業務プロセスの確立や安定的な提供を図っていくほか、新たなサービスの創出に向けた取り組みも推進していきます。

④ 優秀な人材の採用・育成と多様性の確保

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えています。当社グループの企業理念や事業内容に共感した優秀な人材が、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築を進めるとともに、人材の多様性確保にも取り組みます。

⑤ セキュリティリスクに対する管理体制の継続的な強化

当社グループは個人情報等の重要な情報資産を多く扱っており、情報管理体制を継続的に強化していくことが重要であると考えています。現在においても個人情報保護方針及び情報セキュリティ方針を策定した上で、情報資産を厳重に管理する等、個人情報保護に係る施策には万全の注意を払っていますが、今後も社内体制や管理方法の強化・整備を行っていきます。

⑥ 技術力の強化

アナログ情報を正確にデジタル化する技術は、当社グループの競争力の源泉であり、当社グループが手掛けるさまざまなサービスの成長を支える共通基盤でもあることから、継続的な改善、強化が重要であると考えています。優秀な技術者の採用や先端技術への投資・モニタリング等を通じて、国内を代表する技術者集団になるべく、技術力の向上に取り組めます。

また、当社グループでは、気候変動問題に関して、適切な体制の下で事業上のリスクや機会を把握・監督し、課題への対応力を高めていくことは、安定的な経済発展や生活の基盤確保等を目指して、低炭素経済、ひいては脱炭素社会への移行を進める上で極めて重要な取り組みであると捉えています。

このような考え方の下、当社は気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）が公表する提言に賛同を表明しており、当該枠組みに基づく開示を以下の通り、行っています。

イ. ガバナンス

当社グループでは、気候変動問題への対応を含めた、サステナビリティの実現に資する各種方針や重要事項等については、取締役会で審議し、決定しています。気候変動に関する課題への対応は、代表取締役の監督の下、IR室やオフィス戦略部、財務経理部等のコーポレート部門で構成される気候変動対応プロジェクトを設置し、検討しています。当該プロジェクトにおいて、検討、集計及び特定等がなされた気候変動に係る各種指標や事業上のリスク、機会といった事項は、取締役会が毎年報告を受け、監督しており、事業戦略や計画は、当該重要事項を考慮した上で決定しています。

ロ. 戦略

当社グループでは、気候変動による気温上昇を2°C未満に抑えた事業環境への対応力や適応力を強化するべく、主には、IPCCの共有社会経済経路・代表的濃度経路といったシナリオ（SSP1-2.6）を利用し、分析した上で、気候変動によってもたらされる事業上のリスクや機会を特定し、対応戦略の策定を行っています。各国で法規制が強化され、炭素税が導入されるといった移行リスクや機会に対しては、中長期的な視点をもって、GHG排出量の削減や再生可能エネルギーの利用方針を整備し、各種取り組みを推進することで対応します。また、当社サービスに係る移行リスクや物理的リスク、機会に対する対応策の多くは、既に成長戦略の一環として対応を進めている事項になりますが、今後は、電力をはじめとした各種利用サービスの多様化・適正化等によるコスト削減の取り組みについても検討を進めていきます。

ハ. リスク管理

当社グループでは、各領域の管掌取締役と気候変動対応プロジェクトとの協議の下でシナリオ分析を行い、気候変動に関する事業上のリスクと機会を特定し、重要性の評価や財務影響の算出、対応策の検討を行っています。当該事項は年次で取締役会に報告され、取締役会は、これらリスクや対応策といった重要事項を考慮した上で、事業戦略や計画を決定しています。また、気候変動に関する重要なリスクは、内部監査等で実施する全社的なリスク分析の結果と統合し、管理しています。

ニ. 指標と目標

当社グループでは、気候変動に関する評価指標としてGHG排出量を選定しています。

直近2か年におけるGHG排出量の実績（注5）は下表の通りです。なお、スコープ3におけるGHG排出量実績の算出は現在検討を進めています。

項目	単位	第14期	第15期
スコープ1（注6）	t-CO2	154	187
スコープ2（注7） （マーケット基準）	t-CO2	371	480
スコープ2 （ロケーション基準）	t-CO2	324	452
スコープ1+2 （マーケット基準）	t-CO2	525	667
スコープ1+2 GHG排出量原単位 （売上高当たり）	t-CO2/億円	3	3

（注）5. Sansan株式会社単体の実績を集計しています。

6. 各オフィスにおけるガス消費量に係るGHG排出量を集計し算出しています。なお、ガス消費量は、消費量の把握が可能な一部オフィスにおける実績を用いてオフィス面積当たり消費量を算出した上で、当該数値にガス利用が可能な全オフィスの総面積を乗じて算出しています。
7. 各オフィスにおける電気消費量に係るGHG排出量を集計し算出しています。

各指標における目標設定については、将来的な開示の充実に向け、世界の動向や日本国内における法規制の状況といった外部要因に加え、当社の各事業における戦略や施策の進捗状況、リスクや機会といった内部要因を踏まえて、現在、総合的な検討を進めています。

なお、シナリオ分析の下に特定した具体的なリスクや機会の内容、財務影響、対応策等は下表の通りです。分析の対象期間として、現在から2030年までを中期、2050年までを長期として設定し、当社グループの全事業を対象範囲としています。

a. リスクの特定

シナリオ分析結果	リスクの内容	リスクの種類	発現時期	財務影響(年間)	対応策
各国で規制が強化され、炭素税が導入される	炭素税による税負担額の増加	移行リスク(法規制)	中・長期	炭素税負担額約1~3億円	中長期的な視点でのGHG排出量の削減 再生可能エネルギーの利用拡大
クリーンエネルギーへの需要増加等により、各種エネルギー価格が高騰する	営業費用(原価・販管費)の増加	移行リスク(市場)	中・長期	費用増加額約3~11億円	電力や原材料調達先の多様化・適正化によるコスト削減
環境意識の高まりから、紙媒体の利用が減少(デジタル化が加速)する	当社サービスの一部機能の重要性低下	移行リスク(市場)	短・中期	対応済みであり、大きな財務影響は発生しない想定	デジタル利用を主軸とした機能や利便性のさらなる向上
気候変動による集中豪雨や洪水が一定の頻度で発生する	拠点の浸水や利用システムのダウンによるサービスの一部運営停止 拠点の浸水による保管書類の汚損等	物理的リスク(急性)	中・長期	利益影響額約2~16億円	利用システム(サーバ)の冗長化 サービス拠点の分散 洪水対応等のマニュアル整備

b. 機会の特定

シナリオ分析結果	機会の内容	機会の種類	発現時期	財務影響(年間)	対応策
<p>環境意識の高まりにより、アナログ媒体からデジタル媒体への転換（DX）が加速する</p> <p>気温上昇に伴う感染症リスクの高まりにより、非対面での事業活動が増加する</p>	<p>当社サービスの需要拡大</p>	<p>製品／サービス</p>	<p>中・長期</p>	<p>利益増加額 約4～27億円</p>	<p>デジタル利用を主軸とした機能や利便性のさらなる向上</p> <p>営業体制・マーケティング施策の強化</p>
<p>各国で規制が強化され、炭素税が導入される</p>	<p>GHG 排出量ゼロの達成による炭素税の非課税</p>	<p>強靭性（レジリエンス）</p>	<p>中・長期</p>	<p>炭素税負担額 0円</p>	<p>中長期的な視点でのGHG排出量の削減</p> <p>再生可能エネルギーの利用拡大</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の相当性等を確認した結果、会計監査人の報酬等の額について相当と判断し、同意しています。
3. 当社の重要な子会社のうち、Sansan Global Pte. Ltd. については、当社の会計監査人以外の監査人の監査を受けています。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会の決議に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要（内部統制システムに関する基本方針）は以下の通りです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（法令定款遵守体制）

取締役及び従業員は、当社の経営理念並びに行動準則である「Sansanのカタチ」に則り、法令及び定款をはじめとする社内規程を遵守することはもとより、高い倫理観に基づく適正な企業活動を行う。

また、代表取締役社長直轄の独立組織である内部監査室による内部監査を実施し、法令や定款、社内規程等に基づく業務執行が行われているかを確認するとともに、発見された課題については、随時改善を図る。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（情報保存管理体制）

取締役の職務執行に関する文書、帳票類、電磁的記録等の各種情報については「情報資産管理規程」に基づき、機密度に応じて分類の上、適切に作成・保存・管理する。

また、取締役は、当該文書及び記録を常時閲覧することができる。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制（損失危機管理体制）

当社の事業活動に潜在する各種リスクについては、社内規程及び対応体制の整備を通じ、適切に管理する。

特に、個人情報の適切な取扱いを最重要視し、個人情報保護管理者を設けると共に、「個人情報保護基本規程」を中心とした各種社内規程を定め、個人情報管理に伴うリスクの極小化を図る。情報システムにおけるセキュリティ及びリスク管理に関する責任と権限を有する最高情報セキュリティ責任者を選任し、「情報システム管理規程」を定め、情報セキュリティリスクの低減に努める。

当社に重大な損失の発生が予測される各種リスクが顕在化した場合、取締役は速やかに監査等委員会に報告を行う。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(効率性確保体制)

定時取締役会を毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に則り、重要事項について審議・決定を行い、また業務執行取締役からの報告を受け、業務執行状況についての監督を行う。

「取締役会規程」をはじめとした社内規程を整備し権限及び責任を明確化することにより、適切かつ効率的な意思決定体制を構築する。

各種社内手続の電子化を推進することにより、意思決定の迅速化を図る。

⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（企業集団内部統制）

当社及びその子会社等から構成されるSansanグループは、各会社の経営理念及び行動準則並びに各会社に適用される法令及び定款をはじめとする社内規程をそれぞれ遵守し、高い倫理観に基づく適正な事業活動を行うことを方針として掲げ、公明正大かつ責任あるビジネスの展開に努め、Sansanグループの持続的成長に資するものとする。

また、子会社に対する経営関与についての基本方針として、「子会社管理規程」を制定し、当該規程に基づき子会社との間で経営管理契約を締結する等、グループガバナンスが機能する体制を整備する。

内部監査室は、当社及び子会社の業務運営が法令、定款、社内規程等を遵守しているかを確認するため、定期的に監査を実施する。

⑥ 財務報告に係る内部統制体制（財務報告の適正性を確保するための体制）

当社及び子会社の財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法その他当社及び子会社に適用される国内外の法令等に基づき、「財務報告に係る内部統制基本方針」をはじめとする社内規程を整備し、適切に運用する。

また財務報告に関するモニタリング体制を整備・運用し、それらを通じて内部統制上の問題（不備）が把握された場合には、適時・適切に報告される体制を整備する。

IT（情報インフラ）について、財務報告に係る内部統制に関し有効かつ効率的に利用するとともに、それらの全般統制及び業務処理統制について適切に対応する。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき事務局に関する事項、当該事務局員の独立性に関する事項及び当該事務局員に対する指示の実効性の確保に関する事項（監査等委員会事務局及び事務局員の設置）（監査等委員会事務局員の独立性）（監査等委員会事務局員への指示実効性確保）

監査等委員会に直属する事務局を設置し、監査等委員の職務補助に専従する事務局員を置く。

当該事務局員に対する指揮命令権限は監査等委員会に専属し、その選任・異動・人事考課・処分等の人事に関する事項については、監査等委員会に事前通知の上、同意を得る。

- ⑧ 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制（監査等委員会への報告体制）

取締役及び従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼす事項や内部監査の実施状況を速やかに報告するとともに、監査等委員会からの要請に応じて、必要な報告及び情報提供を行う。

また「内部通報制度規程」を制定し、その定めに基づく運用より、適切な報告体制を確保するとともに、当該制度を利用して報告を行った取締役及び従業員に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いを行わない。

- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制（監査等委員会監査の実効性確保のための体制）

代表取締役社長は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に意見交換の場を持ち、意思の疎通を図る。

また、監査等委員会は、会計監査人と定期的に意見交換を行うほか、内部監査室とも連携し、随時情報交換を行う。

監査等委員会がその職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めた時は、これに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムを整備し運用しており、その運用状況の概要は以下の通りであります。

当事業年度において取締役会は17回開催されました。取締役による職務執行の適法性を確保し効率性を高めるため、当社と利害関係を有しない社外取締役が常時出席し、業務執行取締役との意見交換が行われました。また、社外取締役4名によって構成される監査等委員会は13回開催されています。監査等委員会には専任の事務局員を配置し、内部監査実施状況の他、監査等委員会の要請に応じた報告や情報提供を行っています。なお、取締役会については、上記の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が4回ありました。

法令遵守体制並びに業務適正性の確保については、前年度に引き続き、第15期内部監査計画の中核に本社全部署を対象とする網羅的監査を据え、時系列観点での精査を踏まえた課題の洗い出しを通じて、全社的な体制整備及び強化に資することを目的に内部監査を実施しています。監査結果については被監査部門への説明並びに改善状況確認を行うとともに、監査等委員会との連携等を通じて内部統制システムの更なる高度化を図っています。

リスク管理については、個人情報漏えいの可能性がある事故並びに緊急事態の一覧を取締役に月次報告し、潜在的リスクの把握に努めています。また、個人情報の適正な取扱いへの知識及び理解を深めるため、臨時社員を含む従業員に対し個人情報保護研修を実施するとともに、社員及び契約社員については個人情報保護士の資格取得を奨励し、取得状況の把握を行っています。なお、個人情報保護基本規程等の整備・運用状況についても個人情報保護監査責任者によって策定された年間監査計画書に基づき監査を実施しています。その他、当社の情報システムセキュリティについて、脆弱性診断及びペネトレーションテストを実施し、客観的視点を入れた脆弱性対策を行っています。

子会社管理体制については、子会社管理規程に基づき連結対象となる Sansan Global Pte. Ltd. 及びログミー株式会社と経営管理契約を締結の上、重要事項の事前承認等を通じた業務執行状況の把握を行うとともに、各社に取締役を派遣し実務運営面における課題共有や指導・助言を行っています。また海外法人である Sansan Global Pte. Ltd. については現地監査

法人による独自監査を受ける等、当社並びに子会社の業務運営の適正性を確保しています。

財務報告に係る内部統制体制については、社内規程である「財務報告に係る内部統制基本方針」に基づき、内部統制評価年度計画書に基づく評価を内部監査室が実施しました。期中評価を元に各評価項目を対象にロールフォワード手続を実施した結果、当連結会計年度における内部統制は有効である旨を確認しています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を適切に行っていくことが重要であると認識しており、内部留保とのバランスを考慮して安定した配当を実施していくことを基本方針としています。しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから、財務体質の強化に加えて事業拡大のための内部留保の充実等を図り、事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えています。

当事業年度におきましては、中長期の成長のための投資を優先し、当期の配当は見送りとしました。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化及び事業拡大のための財源として利用していく予定です。

剰余金の配当を行う場合、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これら剰余金の配当等の決定機関は取締役会です。なお、当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。」旨を定款に定めています。

連結株主資本等変動計算書

(自2021年 6月 1日)
(至2022年 5月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 余 本 金	利 益 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
当連結会計年度期首残高	6,312	4,053	526	△0	10,892
当連結会計年度変動額					
新 株 の 発 行	113	113			226
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
連結子会社株式の取得による持分の増減		△143			△143
親会社株主に帰属する当期純利益			857		857
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					—
当連結会計年度変動額合計	113	△30	857	△1	939
当連結会計年度末残高	6,426	4,023	1,384	△1	11,832

	その他の包括利益累計額			新 予 約 株 権	非支配株主持分	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当連結会計年度期首残高	1,622	1	1,623	65	2	12,584
当連結会計年度変動額						
新 株 の 発 行						226
自 己 株 式 の 取 得						△1
連結子会社株式の取得による持分の増減						△143
親会社株主に帰属する当期純利益						857
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	△1,536	25	△1,510	76	3	△1,430
当連結会計年度変動額合計	△1,536	25	△1,510	76	3	△491
当連結会計年度末残高	85	26	112	142	5	12,093

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 4社
- ・連結子会社の名称
Sansan Global Pte. Ltd.
Sansan Corporation
ログミー株式会社
他1社

② 非連結子会社の状況

第4回新株予約権信託

(連結の範囲から除いた理由)

第4回新株予約権信託は、小規模であり、純資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しています。

③ 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しています。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

- ・持分法適用の関連会社数 3社
- ・関連会社の名称
クリエイティブサーベイ株式会社
SATORI株式会社
株式会社EventHub

② 持分法を適用していない非連結子会社の状況

第4回新株予約権信託は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性が無いため、持分法の適用範囲から除外しています。

③ 持分法適用手続に関する特記事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しています。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

ロ. 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

2016年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物については定額法を、その他については定率法を採用しています。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しています。

ハ. リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。
- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

③ 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しています。

④ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

Sansan／Bill One事業

一定の期間で移転されるサービスには、営業DXサービスである「Sansan」及びクラウド請求書受領サービス「Bill One」等があり、その主たるサービスは契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しています。

また、「Sansan」の名刺、「Bill One」の請求書のデータ化の従量課金部分については、対象となる名刺又は請求書の枚数及び契約に基づく単価より算出された金額を収益として認識しています。

Eight事業

一定の期間で移転されるサービスには、BtoCサービスである個人向け名刺管理サービス「Eightプレミアム」、BtoBサービスである企業向け名刺管理サービス「Eight Team」、採用関連サービス及び広告配信サービスがあります。これらは、契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格の総額を按分し収益を認識しています。

一時点で移転される財又はサービスには、BtoBサービスである採用関連サービス、広告サービス及び各種ビジネスイベントサービスがあります。

広告サービスにおいて広告物を制作し、顧客に提供される場合には、顧客に広告物が移転された時点で、収益を認識しています。また、イベントビジネスサービスではイベントの開催により財又はサービスが顧客に移転されるため、開催の都度、収益を認識しています。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

10年間の定額法により償却を行っています。

⑦ 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しています。なお、在外子会社の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いにしたがっており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

これによる、当連結会計年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微です。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取り扱いにしたがって、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。

なお、時価算定会計基準等の適用による、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 454百万円（相殺前）

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積もっています。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などにより影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

のれんの評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 229百万円

投資有価証券に含まれるSATORI株式会社（以下、SATORI社）への投資に関するのれん 1,287百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

のれんについては、減損の兆候の有無を検討し、減損の兆候を識別した場合には、のれんの残存償却期間に対応する期間における割引前将来キャッシュ・フローを事業計画に基づいて算定し、帳簿価額と比較して減損損失の認識の要否を判定しています。減損損失の認識が必要と判定された場合、当該のれんについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。当連結会計年度においては、のれんについて減損の兆候は識別されていません。

主要な持分法適用関連会社であるSATORI社への投資については、SATORI社の外部経営環境及び主要なKPIや売上高等の推移、成長率の状況を勘案して同社の事業計画の実現可能性を評価して、減損の兆候の有無を判断しています。当連結会計年度においては、減損の兆候は生じていないことから、減損損失を計上していません。

なお、当該見積りは、将来の予測不能な事業環境の変化などによって影響を受ける可能性があり、見積将来キャッシュ・フローが悪化した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において減損損失の認識が必要となる可能性があります。

投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券 4,643百万円（非上場株式）

当該金額には当社の主要な持分法適用関連会社であるSATORI社に対する投資として1,865百万円が含まれます。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

評価にあたっては、投資時の事業計画と実績を比較してその達成状況を把握するとともに、外部経営環境等を勘案して、今後の事業計画の実現可能性を評価し、その超過収益力等の毀損の有無を判断しています。当連結会計年度においては、超過収益力の毀損を認識した銘柄について、27百万円の評価損を計上しています。

なお、投資先の実績等が投資時の計画を下回った場合などは、超過収益力が毀損したと判断され、減損処理を行う可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響が完全に収束する時期等を正確に予測することは困難であり、翌連結会計年度においても経済への一定の影響が2023年5月期末まで続くとの仮定の下、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っています。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 760百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- | | |
|---|--------------|
| (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数 | |
| 普通株式 | 124,963,596株 |
| (2) 自己株式の種類及び株式数 | |
| 普通株式 | 736株 |
| (3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数 | |
| 普通株式 | 2,993,996株 |

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、元本割れとなるリスクのないものを中心として短期的な預金等に限定し、投機的な取引はデリバティブ取引を含めて行わない方針です。資金調達については、必要な資金は自己資金及び金融機関からの借入による調達で賄っています。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されています。

敷金は主に本社オフィスの敷金であり、差入先の信用リスクに晒されています。

営業債務である買掛金及び未払金はすべてが1年以内の支払期日です。

長期借入金は主に運転資金及び投資資金の調達を目的としたものであり、最終返済日は決算日後、最長で4年11ヶ月後です。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金については、当社グループの債権回収対応に関する細則に従い、財務経理部において取引先別に期日残高を管理するとともに入金状況を事業部門に随時連絡し、各取引先の財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っています。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握しています。

敷金については、必要に応じて担当部署がモニタリングを行い、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握によりリスク軽減を図っています。

ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

管理部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

（（注）3. 参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	1,161	1,161	—
敷 金	793	789	△3
資 産 計	1,954	1,951	△3
長 期 借 入 金	3,024	3,024	0
負 債 計	3,024	3,024	0

(注) 1. 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」及び「未払金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しています。

2. 長期借入金については、1年内返済予定の長期借入金が含まれています。

3. 市場価格のない株式等は「投資有価証券」に含めていません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりです。

（単位：百万円）

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券	
その他有価証券（非上場株式）	2,535
投資事業有限責任組合への出資	457
関係会社株式（非上場株式）	2,107

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	1,161	—	—	1,161
資産計	1,161	—	—	1,161

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	789	—	789
資産計	—	789	—	789
長期借入金	—	3,024	—	3,024
負債計	—	3,024	—	3,024

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

敷金

敷金の時価は、その将来キャッシュ・フローを期日までの期間及び安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しています。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

セグメント区分	当連結会計年度
Sansan／Bill One事業	
Sansan（ストック）	16,349
Sansan（その他）	865
Bill One	826
その他	63
Eight事業	
BtoCサービス	286
BtoBサービス	1,918
その他事業	111
顧客との契約から生じる収益	20,420
外部顧客への売上高	20,420

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、各サービスにおける顧客との契約に基づく債権です。

契約負債である前受金は、顧客から契約期間分の料金を一括で受領すること等による前受金で、サービス提供時点又はサービス提供期間にわたり売上高への振替がなされます。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期末残高は以下のとおりです。なお、当期に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債（前受金）残高に含まれていた額は6,692百万円です。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
売掛金（期首残高）	571
売掛金（期末残高）	756
契約負債	
前受金（期首残高）	6,719
前受金（期末残高）	8,199

②残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりです。

なお、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約については、注記の対象に含めていません。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	62
1年超	102
合計	164

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産 96円78銭
(2) 1株当たりの当期純利益 6円87銭

(注) 2021年12月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。そのため、当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しています。

10. 重要な後発事象に関する注記

第7回新株予約権の発行

当社は、2022年7月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、第7回新株予約権を発行することを決議しました。

第7回新株予約権

新株予約権の数	6,559個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 655,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使価額(円)	新株予約権1個当たり 102,100円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額1株当たり 1,021円 資本組入額1株当たり 511円
新株予約権の割当日	2022年7月29日
新株予約権の割当対象者	当社従業員 138名 当社子会社従業員 1名
新株予約権の行使期間	2024年7月15日から2032年7月14日
新株予約権の行使の条件	※

(※) 1. 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日(2032年7月14日)に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が2,344円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値(円単位未満切り上げ)とする。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 本新株予約権者が死亡した場合には、相続は認めないものとする。
4. 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第8回新株予約権（有償ストックオプション）の発行

当社は、2022年7月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び当社執行役員に対し、第8回新株予約権を発行することを決議しました。

第8回新株予約権

新株予約権の数	1,813個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 181,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額（円）	新株予約権1個当たり 12,500円
新株予約権の行使価額（円）	新株予約権1個当たり 102,100円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額（円）	発行価額1株当たり 1,021円 資本組入額1株当たり 511円
新株予約権の割当日	2022年9月2日
新株予約権の割当対象者	当社取締役 5名 当社執行役員 15名
新株予約権の行使期間	2023年9月1日から2032年9月1日
新株予約権の行使の条件	※

- (※) 1. 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、2023年5月期における、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、25,265百万円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
2. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 本新株予約権者が死亡した場合には、相続は認めないものとする。
4. 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	16,521	流動負債	11,382
現金及び預金	15,094	買掛金	245
売掛金	683	1年内返済予定の 長期借入金	477
前払費用	470	リース債務	32
その他	276	未払金	1,067
貸倒引当金	△3	未払法人税等	380
固定資産	10,680	未払消費税等	388
有形固定資産	799	前受金	8,119
建物	638	預り金	58
工具、器具及び備品	50	賞与引当金	483
リース資産	89	その他	129
その他	21	固定負債	2,691
無形固定資産	917	長期借入金	2,547
ソフトウェア	917	リース債務	66
商標権	0	その他	77
投資その他の資産	8,963	負債合計	14,073
投資有価証券	4,154	(純資産の部)	
関係会社株式	3,595	株主資本	12,900
敷金	787	資本金	6,426
繰延税金資産	416	資本剰余金	4,166
その他	10	資本準備金	4,166
		利益剰余金	2,308
		その他利益剰余金	2,308
		任意積立金	150
		繰越利益剰余金	2,158
		自己株式	△1
		評価・換算差額等	85
		その他有価証券 評価差額金	85
		新株予約権	142
		純資産合計	13,128
資産合計	27,202	負債純資産合計	27,202

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(自2021年 6月 1日)
(至2022年 5月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		20,057
売 上 原 価		2,418
売 上 総 利 益		17,638
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		16,954
営 業 利 益		683
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	33	
助 成 金 収 入	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	979	
そ の 他	24	1,039
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10	
支 払 手 数 料	4	
為 替 差 損	9	
投 資 事 業 組 合 運 用 損	20	
そ の 他	26	72
経 常 利 益		1,651
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	0	0
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	16	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	140	
減 損 損 失	9	165
税 引 前 当 期 純 利 益		1,485
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	352	
法 人 税 等 調 整 額	△296	56
当 期 純 利 益		1,429

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書

(自2021年 6月 1日)
(至2022年 5月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				任意 積立金	繰越利益 剰余金				
当 期 首 残 高	6,312	4,053	4,053	150	728	879	△0	11,245	
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	113	113	113					226	
自己株式の取得							△1	△1	
当 期 純 利 益					1,429	1,429		1,429	
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)								—	
当 期 変 動 額 合 計	113	113	113	—	1,429	1,429	△1	1,655	
当 期 末 残 高	6,426	4,166	4,166	150	2,158	2,308	△1	12,900	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	1,622	1,622	65	12,933
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				226
自己株式の取得				△1
当 期 純 利 益				1,429
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	△1,536	△1,536	76	△1,459
当 期 変 動 額 合 計	△1,536	△1,536	76	195
当 期 末 残 高	85	85	142	13,128

(注) 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

② その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

③ 棚卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しています。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を、その他については定率法を採用しています。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しています。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しています。

③ リース資産

- ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しています。

- ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しています。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用処理しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

Sansan／Bill One事業

一定の期間で移転されるサービスには、営業DXサービスである「Sansan」及びクラウド請求書受領サービス「Bill One」等があり、その主たるサービスは契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格を按分し収益を認識しています。

また、「Sansan」の名刺、「Bill One」の請求書のデータ化の従量課金部分については、対象となる名刺又は請求書の枚数及び契約に基づく単価より算出された金額を収益として認識しています。

Eight事業

一定の期間で移転されるサービスには、BtoCサービスである個人向け名刺管理サービス「Eightプレミアム」、BtoBサービスである企業向け名刺管理サービス「Eight Team」、採用関連サービス及び広告配信サービスがあります。これらは、契約期間にわたりサービスの提供がなされるため、顧客との契約におけるサービス提供期間にわたり契約に基づく取引価格の総額を按分し収益を認識しています。

一時点で移転される財又はサービスには、BtoBサービスである採用関連サービス、広告サービス及び各種ビジネスイベントサービスがあります。

広告サービスにおいて広告物を制作し、顧客に提供される場合には、顧客に広告物が移転された時点で、収益を認識しています。また、イベントビジネスサービスではイベントの開催により財又はサービスが顧客に移転されるため、開催の都度、収益を認識しています。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いにしたがっており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しています。

これによる、当事業年度の損益及び利益剰余金の当期首残高に与える影響は軽微です。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしています。なお、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 454百万円(相殺前)

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

投資有価証券及び関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 2,535百万円(非上場株式)

関係会社株式 3,595百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類における会計上の見積りに関する注記と同様のため記載を省略しています。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の影響が完全に収束する時期等を正確に予測することは困難であり、翌事業年度においても経済への一定の影響が2023年5月期末まで続くとの仮定の下、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	758百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	94百万円
短期金銭債務	17百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	59百万円
売上原価	19百万円
販売費及び一般管理費	161百万円
営業取引以外による取引高	10百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	736株
------	------

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	653百万円
賞与引当金	148百万円
関係会社株式評価損	80百万円
未払事業税	50百万円
投資有価証券評価損	43百万円
税務上の繰越欠損金	1,160百万円
その他	244百万円

繰延税金資産小計 2,380百万円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 Δ 1,095百万円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額 Δ 829百万円

評価性引当額小計 Δ 1,925百万円

繰延税金資産合計 454百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 38百万円

繰延税金負債合計 38百万円

繰延税金資産の純額 416百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権などの所有(被所有)の割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	橋本 宗之	—	—	当社取締役	(被所有) 直接 0.1	—	新株予約権の権利行使(注1)	11	—	—
役員	常楽 諭	—	—	当社執行役員	(被所有) 直接 0.7	—	新株予約権の権利行使(注2)	17	—	—

- (注) 1. 2019年1月9日開催の当社取締役会の決議により付与された第3回新株予約権の当事業年度における行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。
2. 2020年7月14日開催の当社取締役会の決議により付与された第5回新株予約権の当事業年度における行使によるものです。なお、「取引金額」欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による払込金額を記載しています。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産 105円06銭
 (2) 1株当たりの当期純利益 11円45銭
 (注) 2021年12月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っています。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しています。

11. 重要な後発事象に関する注記

第7回新株予約権の発行

当社は、2022年7月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社及び当社子会社の従業員に対し、第7回新株予約権を発行することを決議しました。

第7回新株予約権

新株予約権の数	6,559個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 655,900株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の行使価額 (円)	新株予約権1個当たり 102,100円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額 (円)	発行価額1株当たり 1,021円 資本組入額1株当たり 511円
新株予約権の割当日	2022年7月29日
新株予約権の割当対象者	当社従業員 138名 当社子会社従業員 1名
新株予約権の行使期間	2024年7月15日から2032年7月14日
新株予約権の行使の条件	※

(※) 1. 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」）は、本新株予約権の割当日以降、権利行使期間の終了日（2032年7月14日）に至るまでの間の特定の日において、東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値株価が2,344円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。

ただし、割当日後に株式分割もしくは株式併合が行われた場合は、次の算式により調整した後の数値（円単位未満切り上げ）とする。

$$\text{調整後株価} = \text{調整前株価} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

2. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 本新株予約権者が死亡した場合には、相続は認めないものとする。

4. 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

第8回新株予約権(有償ストックオプション)の発行

当社は、2022年7月14日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対し、第8回新株予約権を発行することを決議しました。

第8回新株予約権

新株予約権の数	1,813個
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式 181,300株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の発行価額(円)	新株予約権1個当たり 12,500円
新株予約権の行使価額(円)	新株予約権1個当たり 102,100円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額(円)	発行価額1株当たり 1,021円 資本組入額1株当たり 511円
新株予約権の割当日	2022年9月2日
新株予約権の割当対象者	当社取締役 5名 当社執行役員 15名
新株予約権の行使期間	2023年9月1日から2032年9月1日
新株予約権の行使の条件	※

- (※) 1. 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」)は、2023年5月期における、当社の連結損益計算書に記載された売上高が、25,265百万円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。なお、当該売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し、実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
2. 本新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

3. 本新株予約権者が死亡した場合には、相続は認めないものとする。
4. 本新株予約権の質入れ、担保権の設定は認めないものとする。
5. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
6. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年7月25日

Sansan株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高 木	修
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鶴	彦 太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、Sansan株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上